



「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」 東京都労働委員会勝利命令を新たな“道しるべ”に 健全なJR東日本・グループ会社を確立するジェイアールバス関東労組見解

2021年9月16日、東京都労働委員会より「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」に対して私たちの主張が全面的に認められた「救済命令」が出されました。2019年11月11日、ジェイアールバス関東において発生した不当労働行為事件に対し、救済申立を行ってから1年10ヵ月を経ての「全部救済命令」であり、組合員と家族、JTSU運動の未来に大きな財産となる画期的な命令です。

2018年春闘以降、ジェイアールバス関東会社が常軌を逸した企業犯罪に手を染め始めてから組合員と家族は混乱と恐怖の渦に吞み込まれ、最終的には約400名が労働組合から離れることを余儀なくされました。独特な職場風土によって培われてきた人間関係は切り裂かれ、組合員と家族は心に一生拭い去る事のできない深い傷を負わされ、その影響は今も職場に暗い影を落とし続けています。分会長や労働者代表を強制転勤させるなど、コロナ禍による経営の悪化に便乗し姿形を変え、今もなお不当労働行為が続いています。私たちは、止む気配がなく、猛威を振るい続ける企業犯罪から組合員と家族を守るため、勇気をもって東京都労働委員会に救済申し立てを行い、これまで8回の審問を積み重ねてきました。会社は「不当労働行為という認識がなかったのが不当労働行為とは言えない」「謝罪はしない」「経営幹部も役員報酬の一部を返納し、支店長は異動となった」などの理由を並べ、会社ぐるみの脱退強要を否定し、お互いの言い分は平行線を辿りました。交付された命令書には、①「申立適格を有していたことは明らかであり、救済の利益ないし必要がないとする会社の主張は採用することができない」②「組合の運営に干渉し弱体化させる行為であり、支配介入に当たる」③「会社の意を体してなされたものであったということが出来る」④「類似の行為が繰り返されるおそれがあった」ともいえない」⑤「脱退届を出すならば不祥事を握り潰すなどと述べた行為は、不当労働行為である」⑥「今後このような行為を二度と繰り返さないこと」と労働組合に加入している団結権の権利が侵害され、組織の運営に対する支配介入に当たると鋭く指摘し、断定されています。

不当労働行為について、改めて明確にします。不当労働行為の主体は使用者であり、禁止されているのは「経営側」の行為です。使用者は、様々な妨害を加えて労働組合の存立と活動を抑圧しようと試み、組合役員を差別し、不利益扱いすることが、労働組合対策の常套手段として繰り返されてきた歴史があります。労働者の団結権を確立するためには、使用者の妨害を禁止し、使用者に労働者の団結権を尊重させることが不可欠であり、団結権を承認するために使用者の団結権侵害の行為を労働組合法第7条でいくつかの類例をあげて明記し、禁止しています。そして、労働委員会は、不当労働行為に対して団結権の侵害のない状態、すなわち現状回復を実現し、将来にわたっても侵害から救済を図ることを主たる目的とした独立の専門行政委員会であり、労働者の救済機関です。会社は、これまで繰り返してきた不当労働行為を一切認めていません。人権侵害の企業犯罪に手を染め、人間関係が切り裂かれた末に社内秩序が崩壊し、無法地帯となった企業の内面が労働委員会によって断罪され、不健全な企業と化した姿が鮮明になりました。

ジェイアールバス関東会社は「勤労速報」を職場に掲出し、「中央労働委員会に対し、再審査申し立てなどを行っていく考え」を明らかにし、「会社の主張の正当性が一部認められず、承服しかねるもの」であるとしています。ただ明確に認定された命令に対して一体何を「承服しかねる」のか、理解に苦しみます。会社は東京都労働委員会の命令に目を背けず、真摯に反省して早期に救済命令を履行するべきです。

～JR東日本グループで働く全ての皆さん！ あったことは絶対になかったことにしてはなりません！～

私たちジェイアールバス関東労働組合は、「土浦支店臨時雇用員雇止め事件」「脱退パワハラ訴訟」「八王子駅パンフ配布処分事件」を最後まで共にたたかい抜き、JTSU運動を力強く推し進めていくことを通じて、健全な職場とJR東日本・グループ会社の企業体質改善を求め続けていきます。長きにわたり支え続けてくださっている組合員・ご家族の皆さん、連帯する会、関係する全ての仲間の皆さんのご支援・ご協力に心から感謝申し上げます。見解とします。

2021年9月18日
ジェイアールバス関東労働組合

ジェイアールバス関東労組が見解を発出！
あったことをなかったことにさせない！健全なJR東日本グループを実現しよう！